

CFOの ための



村田守弘

在外子会社の税率差異 について

い項目の四つである。 社の税率差異、(三)評価性引当額 等の特別税額控除等、(二)在外子会 目すべき調整項目は、(一)試験研究費 (四)永久に益金(損金)に算入されな 税務戦略の巧拙の分析目的から注

から筆者が表記を一部変更しているこ は図1の通りである。 日東電工、ユニ・チャームの四社であ る。つまり、クラレ、積水化学工業、 象とする企業は、前回と同じ企業であ 率差異について検討する。 今回は、二番目の在外子会社の税 各企業の税金に関わる脚注情報 なお、分析目的 分析の対

とに留意願いたい

外国子会社配当益金不算入制度

通常二五%以上を言い、後者は通常 子会社とは範囲を異にする。前者は

五〇%以上を意味している。

租税条約の規定により(税務上の)

国子会社配当益金不算入制度で言う の、その外国法人である。つまり、

子会社は、連結決算書作成における

場の成長が我が国市場と比べて大き 外の人口増減を踏まえると、海外市 除の方式に代えて導入された。資金 間接外国税額控除による二重課税排 国子会社の利益の日本国内への資金 す効果によって生じる差異である。 還流を促進する必要性は、今後の内 還流を促進する観点から、それまでの 国子会社配当益金不算入制度は、 度(法人税法二十三条の二)のもたら 人税の外国子会社配当益金不算入制 一○○九年度の税制改正において、外 「在外子会社の税率差異」は、本邦法

> の対象となる外国子会社の判定は、租 合が定められている場合には、本制度 子会社の持株割合について異なる割

法人が外国法人の発行済株式等の

一五%以上の株式等を、配当等の支払

適用対象となる外国子会社は、内国

義務が確定する日以前から六ヵ月以

上引き続き直接に保有している場合

外

外国子会社配当益金不算入制度の 海外事業展開と実効税率

びつける好循環の確立が重要となる

からである。

その成長の果実を国内の豊かさに結

なものとなることは不可避であるが、

それ故、現在は税金の観点から考え さらなる税金が課されることはない。 東南アジアの国々で事業展開して稼 導入後は、実効税率二〇%~二五%の た。外国子会社配当益金不算入制度 なるまで追加の税金が課せられてい アジアの国々で事業展開して利益を れる。実効税率二〇%~二五%の東南 すると、三八%の率で法人税が課せら が「在外子会社の税率差異」を発生さ 二〇%以下である。日本と比較して ムの実効税率は二五%前後である。 と、中国、韓国、インドネシア、ベトナ 有利である。日本の近隣諸国を見る が低い国で海外事業展開することが ると日本で事業展開するより、税率 に送金されると実効税率が三八%に 制改正以前は、海外から利益が日本 日本に送金しても、二〇〇九年度の税 いだ利益を日本に送金しても、日本で |○%以上の税率の差がある。この差 実効税率三八%の日本で事業展開 一港、シンガポールの実効税率は

本稿で分析対象とした企業の「税金

ているので、議決権のある株式の 月の期間を通じて所有するものとし

決権のある株式の一〇%以上を配当の 除の対象となる外国子会社は、その議 排除)の規定により、間接外国税額控 米租税条約では、二三条(二重課税の 講ずることとされている。例えば、日 税条約の割合により行う等の措置を

支払義務が確定する日に先立つ六カ

一〇%以上の規定が、外国子会社配当 CFO FORUM • 18

益金不算入制度にも適用される。

図1●税金開示情報(要約)

株式会社クラレ

当連結会計年度

(自2012年4月1日 至2013年3月31日) 税金等調整前当期純利益 44,901 (100%) 法人税等合計 15,889 (35.4%) 下記①参照 法定実効税率 37.7% 試験研究費等の特別税額控除等 △2.4 在外子会社の税率差異 評価性引当額 受取配当金等永久に益金に算 入されない項目 △0.9 1.0 税効果会計適用後の法人税等 ①35.4%

(単位=百万円)

日東電工株式会社 (単位=百万円) 当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)

税金等調整前当期純利益 63,455 (100%) 法人税等合計 19,113 (30.1%)

下記③参照

当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率	37.6%
(調整)	
試験研究費等の特別税額控除等	△4.4
在外子会社の税率差異	△8.0
評価性引当額	5.4
交際費等永久に損金に算入さ れない項目	0.3
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	330.1%

積水化学工業株式会社(単位=百万円)

当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)

税金等調整前当期純利益 44,495 (100%) 法人税等合計 13,274 (29.8%)

下記②参照

法定実効税率 37.8% (調整) 試験研究費等の特別税額控除等 △7.9 在外子会社の税率差異 4.9

評価性引当額 交際費等永久に損金に算入さ れない項目 △5.0 税効果会計適用後の法人税等 ②29.8%

ユニ・チャーム株式会社(単位=百万円)

当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)

税金等調整前当期純利益 64,283 (100%) 法人税等合計 15,371 (23.9%)

下記④参照

当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率	38.0%
(調整)	
試験研究費等の特別税額控除等	△0.6
在外子会社の税率差異	△7.7
評価性引当額	△10.8
のれん等償却	2.0
その他	3.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	423.9%

つのメリットを上手く活用している様 合理 転することは、競争力確保の観点から 書を読むと、海外事業展開でまさに一 一的である。 ユニ・チャー ムの決算

税率差異」が開示されている企業 示情報」を見てみる。「在外子会社

る。

東電工とユニ・チャーム)の実効税

かなり低くなっている。

両社の

子が窺える。

BRICsにおける実効税率

チャームが七・七%と非常に大きい。 節税効果は、日東電工が八・○%、ユニ・ 在外子会社の税率差異」がもたらす

国について述べる。 実効税率の低い国と労働力の安い 実効税率の低い国

節税の観点から推奨されるものであ

実効税率の低い国での事業展開は

の実効税率の高さの日本よ

さらに、労働力の安い国に工場移 ない。

の理由は

国土が広大で、天然資源が豊富である。 労働力単価が安く、低コストで製品 人口が多く、 若い労働力が豊富にある。

と労働力の安い国とは必ずしも一致し 現在の発展途上国の中で、二一世紀 この点は留意すべきである。

を生産できる。

●人口が多いので、市場としても有望

ブラジル・ロシア・インド・中国の四カ国 大きな経済成長が見込まれるのが、

RICs)で、 巷間言われているそ

の通りである。

次に、BRICsの実効税率は図2

ことで一挙両得の結果を得られる可能 販売機能はインドの子会社に与える 離での事業展開の場合、インドを例に 三〇%を超えているので、節税の観点 で節税の観点からも勧められる。 とれば、製造機能はタイの子会社に、 からは勧められない。しかし、製販分 し、ブラジル、インドの実効税率は ロシアと中国は、 CFOに求められること 実効税率も低い

図2●BRICs実効税率比較

の負担率

国	実効税率(%)
ブラジル	34
ロシア	20
インド	32.45
中国	25

出所: Corporate and Indirect Tax Survey 2012, KPMG

価性引当額について検討を加えたい。 から注目すべき調整項目の三番目、評

中心的役割を果たすことである。 次回は、税務戦略の巧拙の分析目的 海外事業展開する拠点の選定に

19 CFO FORUM